

令和3年度地域づくり事業提案に向けた事前協議が始まります

町では、地区社会福祉協議会単位で設置された地域づくり委員会や町民活動団体(自治会、コミュニティ、町民団体、特定非営利活動法人等)が、地域の課題解決や町の活性化を図るために取り組む地域づくり活動に対して、その事業に係る経費の一部を支援し、協働のまちづくりを推進しています。

※今回からクラウドファンディングを新設しました。

	地域づくり事業交付金	
	一 般	クラウドファンディング
対 象 団 体	那須町地域づくり委員会、自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等	那須町地域づくり委員会、自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等 ※以前に地域づくり事業交付金を受けた団体も申請できます。
対 象 事 業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に掲げる事業で、那須町まちづくり協議会が採択した事業のうち、町長が必要と認める事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に掲げる事業
交付限度回数	3回	制限なし(年度内1回)
交 付 額	1年目 対象経費の8/10以内 (交付限度額は80万円) 2年目 対象経費の6/10以内 (交付限度額は60万円) 3年目 対象経費の4/10以内 (交付限度額は40万円)	町が実施するふるさと納税型クラウドファンディング(以下、「CF」という)を活用して資金調達を行い、この調達額からCFに係る手数料15%を差引いた額 ※調達額が目標額に到達しない場合でも事業を実施する必要があります。
事前協議期間	11月2日(月)～11月30日(月) ※事前協議には、事業について地域で話し合いが行われ、地域住民の意見が反映されていることが確認できる議事録が必要です。	11月2日(月)～令和3年7月30日(金) ※クラウドファンディング募集開始の概ね2カ月前までに事前協議を受けてください。
提案受付期間	12月1日(火)～令和3年1月15日(金)	

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

■問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎72-6935

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

▼大規模な土地取引には届出が必要
要です

一定面積以上の土地は、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づきその利用目的などの届出が必要です。

▼届出が必要な面積
○都市計画区域(左記以外)
5,000㎡以上

○都市計画区域外(芦野、伊王野地域と大字富岡の一部)
10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(二団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。
▼届出の必要な取引 売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

▼届出者 権利取得者

(土地売買の場合は買主)

▼届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

▼届出書類 土地売買等届出書1部

▼問合せ 企画財政課総合政策係

☎72-6906